

都市計画図の作成及び取扱要領

本要領は、都市計画に定められた地域地区や都市施設などを示す都市計画図について、表示内容等の統一を図り適切な更新・管理を行うため、定めたものである。

1 都市計画図の表示内容等

- ・都市計画図の表示内容等については、以下のとおりとする。

都市計画図 (種類)	表示内容 (凡例・表示方法等)	名称記入	縮尺
総括図	別記一のとおり ・地域地区等（その1） ・都市施設等（その2）	・都市施設 ・地区計画 ・市街地開発事業	二万五千分の一以上
計画図	別記二のとおり ・地域地区等（その1） ・都市施設等（その2）	・都市施設 ・地区計画 ・市街地開発事業	二千五百分の一以上

2 都市計画図の更新・管理

（1）都市計画図の更新時期

- ・各市町村は、変更する都市計画図（都市施設等の都市計画の決定又は変更した年度の3月31日時点）を作成し、次年度の9月1日までに更新するものとする。

（2）都市計画図の更新方法

- ・各市町村は、変更する都市計画図に更新日及び担当者名を記入のうえ、生活環境部くらしの安心局まちづくり課に2部送付すること。
- ・生活環境部くらしの安心局まちづくり課は、受理した都市計画図を県関係機関に送付し、県関係機関が都市計画図の差替えを行うものとする。
- ・都市計画図の加筆訂正で足りる変更については、それによるものとする。

（3）その他

- ・年度内に都市計画の決定又は変更のない市町村は、都市計画図の更新は不要である。
- ・総括図及び計画図を公開型GIS（地図情報サービス）等により、デジタル管理している市町村においては、この限りではない。

附則

- 1 この要領は、令和3年11月25日から施行する。
- 2 令和5年8月18日一部改定。